

令和2年度答申第60号
令和2年12月22日

諮問番号 令和2年度諮問第68号（令和2年11月30日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 労働者災害補償保険法31条1項に基づく費用徴収決定に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が雇用していた労働者の業務上の死亡事故について遺族補償一時金及び葬祭料の支給がされたところ、A労働局長（以下「処分庁」という。）が、当該死亡事故は労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）31条1項3号に規定する「事業主が故意又は重大な過失により生じさせた業務災害の原因である事故」に該当するとして、同項の規定に基づき当該支給に要した費用に相当する金額の一部を審査請求人から徴収する決定（以下「本件決定」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

（1）労災保険法31条1項は、政府は、事業主が故意又は重大な過失により生じさせた業務災害の原因である事故（同項3号）について保険給付を行ったときは、その保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を

事業主から徴収することができる」と規定している。

- (2) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）
20条1号は、事業者は、機械、器具その他の設備による危険を防止するため必要な措置を講じなければならないと規定している。

労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）151条の14は、事業者は、車両系荷役運搬機械等を荷のつり上げ、労働者の昇降等当該車両系荷役運搬機械等の主たる用途以外の用途に使用してはならないと規定しており、車両系荷役運搬機械等には、フォークリフトが含まれる（安衛則151条の2第1号）。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、肥料及び飼料等の販売等を目的とする株式会社である。
審査請求人は、B地内に事業場（以下「本件事業場」という。）を有しており、P（以下「本件被災者」という。）は、本件事業場で園芸用土及び有機肥料の袋詰め等の業務に従事する従業員であった。

（履歴事項全部証明書、遺族補償一時金支給請求書）

- (2) 本件被災者は、平成31年3月11日、本件事業場で、他の労働者（以下「労働者A」という。）とともに、肥料の製造作業等に従事しており、同日午前10時30分頃、労働者Aが運転するフォークリフトのフォーク（以下、それぞれ「本件フォークリフト」及び「本件フォーク」という。）に乗り、本件事業場内の棚（地上からの高さ約2.8m）に置かれていた段ボール箱内の袋を取り出そうとしたところ、高さ約2.5mの位置にあった本件フォークから墜落して、頭部をコンクリートの床に強打した（以下「本件災害」という。）。

本件被災者は、病院に搬送されたが、同日、死亡した。

（遺族補償一時金支給請求書、災害調査復命書）

- (3) 本件被災者の兄は、平成31年4月3日付けで、C労働基準監督署長（以下「本件労基署長」という。）に対し、遺族補償一時金及び葬祭料の支給に係る請求をした。

本件労基署長は、令和元年6月12日、本件災害は業務上の事由によるものであるとして、本件被災者の兄に対し、遺族補償一時金453万3000円及び葬祭料45万0990円の支給を決定した。

（遺族補償一時金支給請求書、葬祭料請求書、労働者災害補償保険法第31

条の規定に係る保険給付通知書)

- (4) 処分庁は、令和2年2月19日、本件災害が労災保険法31条1項3号に規定する「事業主が故意又は重大な過失により生じさせた業務災害の原因である事故」に該当するとして、同条の規定に基づき、本件災害についての保険給付に要した費用に相当する金額の一部である149万5197円を審査請求人から徴収する旨の決定(本件決定)をした。

(法31条の費用徴収決議書)

- (5) 審査請求人は、令和2年3月9日、本件決定を不服として審査請求をした。

(審査請求書)

- (6) 審査庁は、令和2年11月30日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

3 審査請求人の主張の要旨

本件災害は、従業員の過失及び指示に対しての違反行為から発生した面がほとんどなので、徴収金の算定基準を見直していただきたい。

(審査請求書)

第2 諮問に係る審査庁の判断

- 1 本件災害が、事業主が故意又は重大な過失により生じさせた業務災害であると認められるか否かが争点である。
- 2 本件被災者は、十分な高さの手すり等を設置したパレットを本件フォークに固定する等の墜落防止措置が講じられていない状況下で、地上約2.5メートルの高さの本件フォーク上で作業を行っていた。これは、フォークリフトの用途外使用に当たり、本件災害発生の直接的な原因である。
- 3 審査請求人は、主に従業員の過失及び指示に対しての違反行為が原因で本件災害が発生したと主張する。

しかし、①審査請求人においてはフォークリフトを使用して作業を行う場合に必要な作業計画が策定されていなかったこと、②作業指揮者に定められていた事実上の職長である労働者Aが職長教育等の適切な安全衛生教育を受けていなかったこと、③本件事業場では従業員の墜落防止措置が講じられていない状態でフォークリフトのフォーク等に乗ることが日常的に行われていたこと及び④被災労働者は、本件事故発生時に保護帽及び墜落制止用器具を着用していなかったことが認められる。

そうすると、審査請求人は、労働者の墜落防止に関する十分な措置を講じていないことに加え、本件災害の防止に寄与し得る一定の措置さえも講じていなかったことが認められる。一方で、上記のとおり、事業者には課された労働者の危険を防止するための直接的かつ具体的な指示や対策を審査請求人は何ら講じていないのであるから、本件災害について、本件被災者に重大な過失があったということとはできない。

- 4 「労働者災害補償保険法第25条（事業主からの費用徴収）の規定の取扱いについて」（昭和47年9月30日付け基発第643号労働省労働基準局長通達。以下「局長通達」という。）においては、労災保険法25条1項2号（現在の同項3号）に基づく徴収金は、「法令に危害防止のための直接的かつ具体的な措置が規定されている場合に、事業主が当該規定に明白に違反したため、事故を発生させたと認められるとき」（2の（1）のイ）に徴収すると規定されている。

本件は、法令に危害防止のための直接的かつ具体的な措置が規定されている場合であるにもかかわらず、審査請求人が当該規定に明白に違反したため、事故を発生させたと認められるときに該当することが明らかであるから、保険給付に要した費用の徴収を審査請求人から行うべき事案である。徴収に当たっての審査基準を見直すべきであるという審査請求人の主張には何ら根拠がない。

- 5 以上によれば、本件決定は妥当であり、違法又は不当なものであるとは認められないから、本件審査請求は棄却されるべきである。

なお、審理員意見書も、以上と同旨の理由を述べた上で、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとしている。

第3 当審査会の判断

当審査会は、令和2年11月30日、審査庁から諮問を受け、同年12月10日及び12月17日の計2回、調査審議をした。

- 1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手續について、特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

- 2 本件決定の違法性又は不当性について

(1) 次のアからオの事実は、審査関係人に争いが無いが、関係資料により認められるものである。

ア 審査請求人は、本件事業場でフォークリフトを使用して作業を行う場

合に必要な作業計画を策定しておらず、労働者がフォークリフトのフォーク（又はフォークに載せたパレット）の上に立って作業することが日常的に行われている状態にあった。

イ 本件フォークは、92cmの長さがある2つの片が45.5cmの間隔で並んだ形状であり、1つの片の幅は10cmであった。

ウ 平成31年3月11日、本件事業場付近の天候は不良であり、本件災害の発生20分前にも雨が降っていた。

本件被災者と労働者Aは、同日、植物栽培の肥料の製造作業を行っており、梱包用の袋を取り出す必要が生じた。当該袋は、本件事業場の梱包機の近くにある棚の3段目（地上からの高さ約2.8m）に、段ボールごと置かれていた。

そこで、本件被災者は、労働者Aの指示により、同人が運転する本件フォークリフトのフォークに乗り、マストをつかんだ状態で、本件フォークの上に立った。労働者Aは、本件フォークを地上約2.5mの位置まで上昇させ、本件被災者は、本件フォークの中央部付近まで本件フォーク上を歩いた。そうしたところ、本件フォークが雨で濡れていたため、本件被災者はバランスを崩し、本件フォークから墜落して、コンクリートの床面に頭部を強打した。

本件被災者は、本件災害から約15分後に病院に搬送されたが、同日中に死亡が確認された。

エ 審査請求人は、本件災害の当時、本件被災者に保護帽（ヘルメット）及び墜落制止用器具を着用させていなかった。また、本件被災者は、本件災害の当時、安全靴ではなく、一般的な長靴を着用していた。

オ 労働者Aは、昭和54年11月、フォークリフト運転技能講習を修了し、日頃から本件事業場においてフォークリフトの運転業務を行っていた。同人は、本件事業場で他の労働者を指導する立場にあったが、職長教育等の安全衛生教育は受けていなかった。

（災害調査復命書）

（2）労災保険法31条1項3号に規定する「事業主が故意又は重大な過失により生じさせた業務災害」については、局長通達によれば、「法令に危害防止のための直接的かつ具体的な措置が規定されている場合に、事業主が当該規定に明白に違反したため、事故を発生させたと認められるとき」がこれに該当するとの解釈が示されている。労災保険法31条1項3号の規

定に鑑みれば、局長通達の内容は、同号の解釈として一応の合理性を有すると解される。

- (3) 上記(1)の認定事実によれば、本件災害は、労働者Aの指示により、本件被災者が本件フォーク上に乗って本件事業場での作業を行っていたことにより発生したものである。そして、安衛法及び安衛則の規定上、フォークリフトは「車両系荷役運搬機械等」に含まれており、実際にも本件フォークの1片の幅はわずか10cmしかないことからすれば、本件フォークリフトは、専ら荷物等の昇降、運搬等の目的で用いられるものであって、審査庁の主張のとおり、フォークに人を乗せて昇降させることを目的としたものではないと解される。

安衛則151条の14の規定は、車両系荷役運搬機械等を主たる用途以外の用途に使用してはならないことを直接的かつ具体的に定めている(上記第1の1(2)参照)。審査請求人が本件被災者に危険を及ぼすおそれのないよう墜落防止措置を何ら講ずることなく、本件事業場で本件フォーク上に本件被災者を乗せて作業を行ったことは、上記規定に明白に違反しており、そのことから本件災害が発生したと認めることができる。したがって、上記局長通達の内容に照らし、本件災害は、審査請求人が重大な過失により生じさせた業務災害(労災保険法31条1項3号)に当たるといふべきである。

- (4) 審査請求人は、本件災害は従業員の過失又は指示に対する違反行為から生じたものであり、徴収金の算定基準を見直すべきである旨を主張する。

しかし、従業員(本件被災者又は労働者Aと解される。)の過失があったとすればいかなる内容のものであるのか、指示に対する違反行為があったとすればどのような指示に対しどのような違反があったのかについて、審査請求人は具体的に明らかにしていない。かえって、上記(1)アのとおり、審査請求人においては、フォークリフトを用いて作業を行う場合に策定が求められる作業計画(安衛則151条の3)を策定しないまま、フォークリフトのフォーク上に労働者が乗って作業する状況が常態化していたことが認められる。さらに、上記(1)エ及びオのとおり、審査請求人は、本件災害の際に本件被災者に指示を与えていた労働者Aに対し安全衛生教育を受けさせておらず、本件被災者に保護帽及び墜落制止用器具等を着用させていなかった。これらの事実によれば、審査請求人には、本件災害の発生について重大な過失が認められるというほかない。また、徴収金

の算定基準を見直すべきであるという主張は、具体的な根拠を欠くものであり失当である。

したがって、審査請求人の主張は、採用することができない。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第3部会

委	員	戸	塚		誠
委	員	佐	脇	敦	子
委	員	中	原	茂	樹